



沖縄労働局発表  
平成28年10月20日(木)

担 当	沖縄労働局 雇用環境・均等室長 松野 市子 雇用環境改善・ 均等推進監理官 嘉手納 尚 電話：098-868-4403
	職業安定部長 松嶋 歩 職業安定課長 比嘉 均 電話：098-868-1655

## 「南西石油（株）」の事業譲渡に伴う離職者対策について

### — 「沖縄労働局緊急雇用対策推進本部」の設置 —

沖縄労働局（局長 待鳥浩二）においては、南西石油（株）が平成28年10月18日付けで、太陽石油（株）に対して事業譲渡を決定したことに伴い、離職を余儀なくされる労働者が相当数発生すること、また、地域の雇用失業情勢に大きな影響が及ぶと見込まれることから、本日付けで、別添のとおり「沖縄労働局緊急雇用対策推進本部」（本部長 待鳥浩二 沖縄労働局長）を設置しましたので公表します。

併せて、那覇公共職業安定所においても、本日付けで「緊急雇用対策会議」を設置し、「沖縄労働局緊急雇用対策推進本部」の決定事項等について、関係機関との連携を図りつつ、機動的に実施していくこととしています。

沖縄労働局・ハローワークは、同社に対し、「再就職援助計画」（※）の策定、従業員の再就職あっせん等を指導するとともに、離職予定者に対する意向調査を実施し、職業相談・職業紹介や雇用保険制度の案内等必要な支援を行うこととしています。

また、「沖縄県雇用対策協定」に基づき沖縄県と随時情報共有を図り、必要な連携を図ることとしており、国と県が一体となって離職者支援に努めてまいります。

#### ※ 「再就職援助計画」

事業主は、相当数の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等を行おうとするときは、当該離職を余儀なくされる労働者の再就職の援助のための措置に関する計画（再就職援助計画）を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければなりません。（雇用対策法第24条）

## 「沖縄労働局緊急雇用対策推進本部」の設置について

### 1. 目的

南西石油（株）が平成 28 年 10 月 18 日付け事業譲渡を決定したことに伴い、離職を余儀なくされる労働者が相当数発生すること、また、地域の雇用失業情勢に大きな影響が及ぶと見込まれることから、沖縄労働局の各部室が一体となって情報の収集及び離職予定者への支援等を実施するとともに、沖縄県との連携並びに公共職業安定所及び労働基準監督署が機動的に支援を行えるよう、沖縄労働局に局長を本部長とする「沖縄労働局緊急雇用対策推進本部」を設置する。

### 2. 構成員

- (1) 本 部 長 沖縄労働局長
- (2) 副 本 部 長 職業安定部長
- (3) 本 部 員 総務部長、労働基準部長、雇用環境・均等室長、  
職業安定部職業安定課長、職業安定部職業対策課長、  
職業安定部地方訓練受講者支援室長、  
労働基準部監督課長、雇用環境・均等室雇用環境改  
善・均等推進監理官
- (4) 参 集 者 那覇公共職業安定所長、沖縄公共職業安定所長、  
那覇労働基準監督署長
- (5) オブザーバー 沖縄県商工労働部雇用政策課長

### 3. 今後の予定

平成 28 年 10 月 26 日（水）14：30 より第 1 回会議を開催し、具体的な対応策を検討・決定する。

※上記会議の取材については、冒頭のみとさせていただきます。